

大田原市開発許可等審査要綱

(平成 30 年 4 月 1 日以降)

大田原市建設部都市計画課

大田原市開発許可等審査要綱

(平成 24 年 3 月 28 日告示第 36 号)

改正 平成 28 年 5 月 31 日告示第 84 号 平成 30 年 1 月 31 日告示第 11 号

大田原市開発許可等審査要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）に基づき開発許可等について、関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開発許可等の申請)

第 2 条 この要綱の適用を受ける開発行為等で、栃木県の土地利用に関する事前指導要綱

（昭和 50 年 5 月 1 日施行）、大田原市開発行為等指導要綱（平成 17 年告示第 115 号。以下「指導要綱」という。）、その他法令等による調整を要する開発行為等のうち、法に基づく開発許可等の申請前に調整を要するものについては、原則として、当該調整終了後に開発許可等の申請をするものとする。

(国等が行う開発行為等の協議)

第 3 条 国の機関又は都道府県等（法第 34 条の 2 第 1 項で規定する都道府県等をいう。以下同じ。）が行う法第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議（法第 35 条の 2 第 4 項の規定により準用する場合を含む。）は、法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の許可又は法第 35 条の

2 第 1 項の変更許可に係る申請手続の例により行うものとする。

2 国の機関又は都道府県等が行う法第 43 条第 3 項の規定による協議は、同条第 1 項の許可に係る申請手続の例により行うものとする。

3 前 2 項の規定により協議をする場合において、市長が支障がないと認めるときは、添付書類の一部を省略させることができる。

4 市長は、第 1 項又は第 2 項の協議があった場合には、法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の開発許可又は法第 43 条第 1 項の許可に準じて審査を行うものとする。

(土地利用に関する基準)

第 4 条 土地利用計画は、法第 33 条の規定に基づく開発許可基準、指導要綱の一般基準及び技術基準を満たすものでなければならない。

(法第 37 条第 1 号の建築等の承認)

第5条 法第37条第1号に規定する支障がないと認める場合とは、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 公益的施設を先行的に建設する必要があるとき、その他完了前に建築物の建築又は特定工作物の建設をしなければならない合理的理由があること。
- (2) 開発行為等が許可どおりに行われることが確実であると認められるものであること。
- (3) 開発許可に係る道路、調整池等の公共施設が概ね完了していること。
- (4) 当該建築又は建設に係る工事により災害の生じることのないよう防災措置が講ぜられていること。

(法第41条第2項ただし書の許可)

第6条 法第41条第2項ただし書の許可は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の建築物の建蔽率等の制限の例外の運用に準じて行うものとする。

(法第42条第1項ただし書の許可)

第7条 法第42条第1項ただし書に規定する開発区域における利便の増進上又は開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認める場合とは、法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する技術基準並びに周辺の土地利用の現況を勘案して支障がないと認められる場合とする。

(技術基準の緩和)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上、市長が支障がないと認めるときは、市長が別に定めるところにより、技術基準の一部を適用しないことができる。

- (1) 開発区域が都市計画区域外にある場合
- (2) 一部事務組合又は広域連合（大田原市がその組織に加わっているものに限る。）が開発行為等を行う場合

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、栃木県開発許可等審査基準（平成9年栃木県告示第380号）の規定によりなされた申請の手続き等は、なお従前の例による。

附 則（平成28年5月31日告示第84号）この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成30年1月31日告示第11号）この要綱は、平成30年4月1日から施行する。